

12月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成30年12月19日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 議決事項
 - 議案第17号 藤井寺市立中学校運動部活動の在り方に関する方針(案)について
・・・資料1(学校教育課)
 - (2) 報告事項
 - 報告第52号 市議会12月定例会補正予算について
・・・資料2(教育総務課)
 - 報告第53号 市議会12月定例会一般質問について
・・・資料3(教育部長・教育部理事)
 - 報告第54号 各種スポーツ関連事業の実施結果について
・・・資料5(スポーツ振興課)
 - 報告第55号 第62回南大阪駅伝競走大会について
・・・資料6(スポーツ振興課)
- 4 出席者

教育長	多田 実
委員	藤本 英生
委員	条野 聡史
委員	福村 尚子
委員	足立 敦子
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼図書館長、教育部副理事兼学校教育課長、教育総務課長、文化財保護課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長
- 6 書記 教育総務課主幹兼チーフ
午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

定例教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集しましたが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

それでは、教育長よろしくお願いたします。

○教育長

只今から、12月定例教育委員会議をはじめます。委員の皆様には公私なにかとご多用のところ、お集まりいただきありがとうございます。過日は藤井寺中学校竣工式にご出席いただきありがとうございました。事務局挙げての協力体制や藤井寺中学校の協力で無事終了できました。

それでは、本日の会議を進めさせていただきます。はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、桑野委員よろしくお願いいたします。続きまして、前回11月の教育委員会会議録について、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、異議なしということですので、承認いたします。

それでは、教育長より報告させていただきます。2点について報告させていただきます。

1点目、学校給食費の改定でございます。

お手元に、配付しております資料3をご覧ください。この資料は7月11日に開催されました給食理事会並びに8月20日に開催されました給食組合教育委員会議に提案されました給食費改定に関する資料でございます。2ページの表をご覧ください。改定の幅は現行から月額で、小学校は350円、中学校で400円でございます。現行の給食費となった平成26年度時点での献立を現在の物価において同じ献立を作るには1食あたり21.57円不足する状況になっており、安心、安全でおいしい給食を実現するため、21.57円を月額に計算した額を改定させていただくものでございます。本提案については8月20日に開催しました給食組合教育委員会議で承認いたしました。なお、この改定については、給食組合の管理者、副管理者であります國下藤井寺市長、富宅柏原市長にもご了承いただいております、7月11日に開催しました保護者の代表も入っておられる給食理事会においても承認されたものでございます。

2点目、平成29年度分の教育委員会の点検・評価に関する報告書の議会への提出についての報告でございます。

12月14日に民生文教常任委員会協議会を開催していただき報告させていただきました。教育総務課長より新規事業と特に成果が認められた事業を中心に説明いたしました。説明後の質疑等において、議員から出された意見等は、放課後児童会については専用教室を確保するようにしてほしい。支援教育で支援学級に在籍する児童生徒が通常学級に戻ったときの人数が標準定数を超えることのないようにしてほしい。また、学力をどのように向上させるのか、といったご意見がございました。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長

それでは、議案第17号 藤井寺市立中学校運動部活動の在り方に関する方針案についての審議を行います。学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

資料1 藤井寺市立中学校運動部活動の在り方に関する方針案をご覧ください。本方針の策定の趣旨からご説明申し上げます。学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、自己の個性を伸ばし、生徒に様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。部活動の目的は、5点があげられ、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしております。しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっております。このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、大阪府教育委員会が策定した「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定いたしました。本方針は、中学校段階の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、この下の3点に記載されております点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざすこととしております。

では、次のページをご覧ください。この方針を元に、まず適切な運営のための体制整備といたしまして、(1) 部活動の方針の策定等につきまして、(ア)は、今お示ししております方針をさしております。(イ) 校長が毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表することとなっております。これは資料の3枚目の裏面に学校が策定する活動方針として参考に雛形をお示ししております。(ウ) 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告することとなっております。これにつきましても、先程お示しました学校の方針の次のページ、これが年間計画でございます。その次の裏のページは、サッカー部の雛形、その次のページは、月間の活動計画でありますとか実績報告という例でございます。

つづきまして(2) 指導・運営に係る体制の構築としまして、(ア) 校長は、顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。(イ) 校長は、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。(ウ) 教育委員会及び校長は学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)及び学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うとなっております。次に合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組みとしまして、(1) 適切な指導の実施でございます。(ア) 校長及び部顧問は、文科科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行うとともに、必要に応じ是正を求める。次に(イ)でございます。部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うこ

とができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる練習が行われるように管理する。また、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が極度に疲労し、無気力状態になることなく、自ら技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう指導する。更に、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や特に女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で練習が行われるように管理する。それから（ウ）でございます。近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」等を参考に適切に対応するとなっております。この「熱中症予防運動指針」というものは、一番最後のページに添付しておりますのでご覧ください。公益財団法人日本スポーツ協会等からこのような「熱中症予防運動指針」がでてございます。これに則り学校長の判断で部活動等の管理については、対応していただくということになっております。では次に、3適切な休養日及び活動時間の設定としまして、（ア）部活動を行わない日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も考慮し、次の点を基準といたします。中学校でございますが、休養日の設定は以下の通りとする。学期中は、原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）次に長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。最後の項目ですが、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとなっております。以上で藤井寺市立中学校運動部活動の在り方に関する方針案についての説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の説明について、質疑等はございませんか。

○委員

部活動のための準備や片づけの時間は、活動時間に含まれるのでしょうか。また、朝練を実施する場合、その時間は活動時間に含まれるのでしょうか。教えてください。

○学校教育課長

お答えいたします。準備や片づけの時間は、活動時間に含みません。しかし、朝練に関しては活動時間に含みます。朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、生徒の負担にならないよう工夫し、配慮することが必要となってまいります。以上でございます。

○教育長

他にございませんか。

○委員

長期休業中には「ある程度長期の休養期間を設ける」とされていますが、具体的な日数はどうなっているのか教えていただけますでしょうか

○学校教育課長

お答えいたします。具体的な日数は規定していません。学校や各部活動の状況に合わせての設定をお願いすることになっております。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。では、他に質問はございませんか。

○委員

次年度以降に「学校の運動部活動に係る活動方針」の内容を変更することはあるのでしょうか。知りたいです。

○学校教育課長

お答えいたします。今年度は、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定、公表及び実施をし、各部活動の活動状況への影響や実施効果を把握をすることが必要だと考えています。その結果を受けて、今後変更を含めて検討していく必要があると考えています。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

○委員

活動方針の策定、公表、実施のスケジュールを教えてください。

○学校教育課長

お答えいたします。大阪府・藤井寺市の方針を踏まえて各校においては、平成31年2月末までに「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定・公表をお願いしております。実施は平成31年4月1日からと考えておりますが、夏季休業終了までは試行期間とし、円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長

他にございませんか。

○委員

「年間の活動計画」や「月間の活動計画」の作成や実績の報告は、顧問の負担になるのではないかと思います。「働き方改革」に逆行しているという面はないのでし

ようか。

○学校教育課長

お答えいたします。あくまでも学校教育活動の一環として実施するため、適正な活動でなければならず、作成が必要となるものがございます。活動計画については、自主性を育てるため生徒が作成したものを顧問が承認するなど、学校や各部活動がこれまで行ってきた方法により対応をお願いします。必ずしも顧問が作成しなければならないものでもございませんが、顧問の責任において作成するものでもございます。また、顧問が作成される場合は、できる限り負担とならないよう、「年間の活動計画」や「月間の活動計画」についても雛形をお示しします。なお、既存の様式がある場合は、それを活用していただいて構いません。また、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定・公表後、各部活動の活動状況の実態把握のためには、活動計画の作成や実績報告は一定期間、必要だと考えております。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

現場を預かる校長先生方との調整はどのようにされているのでしょうか。

○学校教育課長

お答えいたします。学校長には学校の運動部活動に係る活動方針を作成していただく必要がございますので、11月の校長研修会と12月の校長会議で案をお示しました。いただいたご意見については、実施スケジュール等につきましても反映できる部分については、反映させていただきました。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

部活動時間の縮減によって生じた時間を、生徒はどのように生かすのかについては、どのように指導されるのですか。また先生は、どのように過ごすのですか。

○学校教育課長

ガイドラインを踏まえ、休養日を設定する趣旨というものを丁寧に生徒に説明し、どのように生かすかを生徒自身にも考えさせることが必要であると考えております。また、教員についても同様で、ガイドラインの趣旨をしっかりと共有する必要があると考えております。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

本市における部活動外部指導者の実態はどのようになっているのでしょうか。外部指導者に関わって何か問題点があるのでしょうか。今後増員を考えておられるのかその辺りについて教えていただけるのでしょうか。

○学校教育課長

お答えいたします。本市におきましては学校支援社会人等活用事業の中で、外部指導者として藤井寺中学校で1名、道明寺中学校で2名、第三中学校で2名を活用しております。外部指導者は教諭と連携・協力して技術的な指導を行っております。平成29年4月に文部科学省が制度化しました部活動指導員制度は人材確保や部活動の運動方針の共有等本市の実態を踏まえた検討課題があり、現時点では導入していませんが、働き方改革に係って、顧問の負担軽減等必要になってくることから引き続き討していく必要があるものと考えております。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

○委員

文化部活動についてはどうなるのですか。教えてください。

○学校教育課長

文化部につきましては、文化庁から「文化系部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が平成30年度末に策定されると聞いています。文化部活動においても、国のガイドラインが示されるまでは、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いをお願いすることとなります。以上でございます。

○教育長

他にございませんか。ないようですので、この案を本市教育委員会の方針として決定することに承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、本方針案を教育委員会の方針に決定します。続いて、報告事項にまいります。報告第52号 市議会12月定例会補正予算について教育総務課長よろしく申し上げます。

○教育総務課長

資料2をお願いいたします。

現在行われております12月議会へ教育部から提出しております補正予算は、教育総務課からの債務負担行為の補正分になります。その内容は、市立小中学校の受電設備保守点検業務、同じく機械警備業務と藤井寺北小学校プール改修事業です。

受電設備保守点検業務、機械警備業務につきましては、4月1日から切れ目なく

業務を行うため、業者選定等、前もって準備が必要ですので、債務負担行為を上げさせているものです。藤井寺北小学校のプール改修工事につきましては、30年度予算において設計費用を組んでおり、現時点で、その設計が出来上がってきている状況です。現在、藤井寺北小学校のプールは、老朽化により、プールサイドに段差が生じている状態ですので、できることなら、来シーズンのプール授業をより安全な状況で実施できるようにしたいと考え、債務負担行為を計上させていただいております。今回議会にて議決されましたら契約、工事等へかかっていくのですが、今回想定しております工事は、7月頃までかかる予定ですので、藤井寺北小学校の来年の水泳授業につきましては、現段階では、9月に変更して授業を行うことも視野に、学校と調整しているところでございます。12月21日が議会最終日となっておりますので、そこで議決されましたら、それぞれの事業に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。ないようですので、次に参ります。

報告第53号 市議会12月定例会一般質問について教育部長、教育部理事お願いします。

○教育部長・教育部理事

《市議会12月定例会一般質問について説明》

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か質問等はございますか。ないようですので、次に、進ませていただきます。報告第54号 各種スポーツ関連事業の実施結果についてスポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ推進課長

スポーツ振興課から、「各種スポーツ関連事業の実施結果について」報告させていただきます。まずは、資料番号5番の1枚目裏表をご覧ください。平成30年11月11日（日）に市民総合体育館競技場等におきまして、第22回藤井寺市民ニュースポーツフェスタを開催いたしました。当日の参加状況等に関しましては、お手元の資料のとおりとなっております。また、本年度につきましては、例年実施しておりましたノルディックウォーキングの体験コーナーに代えて、ボッチャの体験コーナーを設けました。事業当日は、フロッカー競技大会へのチーム参加のほか、フリーロー体験とボッチャ体験にも多くの市民にご参加いただくことができました。

続きまして、同じく資料番号5番の2枚目をご覧ください。今年度の新規事業といたしまして、11月18日（日）にスポーツセンターにおきまして、藤井寺市少年野球教室 ～キャッチボールクラシック in 藤井寺～を開催いたしました。事業当日は、元プロ野球選手4名を講師としてお招きし、市内の小中学生に対し、守備やバッティングなどの指導を行っていただきました。また、9人1チームによる、キャッチボールの回数を競い合う、キャッチボールクラシックも実施いたしました。キャッチボールクラシックの実施結果及び事業全体の風景に関しましては、お手元

の資料をご参照ください。以上、各種スポーツ関連事業に実施結果についてのご報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。委員の皆様には、直接参加頂いたことでもありますので感想も含めて、何かご質問があればよろしく申し上げます。

○委員

各種スポーツ関連事業の実施結果の内、「第22回藤井寺市民ニュースポーツフェスタ」についてお伺いします。今年度、初めてボッチャの体験コーナーが設けられたとの報告がありましたが、体験会実施中の状況など、もう少し詳しくお聞かせください。

○スポーツ推進課長

10月の定例教育委員会会議の場でも少し触れさせていただきましたが、パラリンピックの正式種目として実施されているこのボッチャにつきましては、本来は、障がいの程度でクラス分けをして順位を競い合う競技でございます。しかしながら、市民ニュースポーツフェスタにおける「ボッチャ体験」につきましては、障がい者及び健常者が共にスポーツに親しんでいただく場を設けることを目的とし、まずは「ボッチャ」というニュースポーツを知っていただくという趣旨のもと、参加された皆様には、ボッチャボールに触ったり、投げてもらったりしていただきました。赤いボールと青いボールとに分かれた選手が、目標となる白いボールに自分のボールをどれだけ近づけることができるかというシンプルなルールの中にも、敵のボールの邪魔になるようなところに自分のボールを投げたりする戦略的な要素があることも、楽しんでいただけた要因だと思います。お手元の事業風景写真にもございますように、障害のある方と子どもたちが一緒にボッチャ体験をされていた様子が非常に印象的でとても意義のあるものとなったと考えております。以上でございます。

○教育長

他にございませんか。

○委員

「藤井寺市少年野球教室 キャッチボールクラシック in 藤井寺」についてお伺いします。こちらの事業は今年度の新規事業であったとの報告がありましたが、事業当日の様子や、今後の方向性などについてお聞かせいただけるでしょうか。

○スポーツ推進課長

初めての事業実施ということもあり、行き届かない運営進行もございましたが、天候にも恵まれ、無事故で終了することができましたことがなによりでございました。参加された小・中学生たちが、元プロ野球選手4名からの指導を熱心に受けていたところが非常に印象的でした。講師の先生方も全員とても気さくで、野球教室が終わった後でも子どもたちとキャッチボールをされたり、硬式野球チームの中学

生ピッチャーを個人指導されていたりと、サービス精神も旺盛でした。今回の事業実施結果を評価・検証し、来年度もう一度同様の事業内容で実施できるよう、現在検討を進めておりますが、将来的には野球という種目だけにとらわれず、体育協会をはじめとした本市のスポーツ関係団体との協議を重ねながら、一人でも多くの子どもたちが、何らかのスポーツをする機会を提供することができるような事業の企画立案に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長

私からも一つよろしいでしょうか。当日少年野球のチームに属さない一般の子ども達も参加している姿もあったのですが、一般の子どもたちの参加状況というものをわかる範囲で教えていただけますか。

○スポーツ推進課長

正確な人数は今資料を持ち合わせておりませんが、このキャッチボールクラシックの参加申し込みを始めましたら、やはり問い合わせが多数ございました。問合せの際には、何もチームに所属している子供たちに限るということではございませんでしたので、気軽に来ていただきたいと申し上げ、その際にどういったものを持って行ったらいいのかとかどのような服装にするのか、靴はスパイクでないかだめなのかという問合せもございましたが、こちらも指定はないとお答えしましたが、グローブとバットがあれば、持ってきていただくとこちらは助かりますとお伝えをしましたが、持っていない方には、本市の軟式野球連盟及び当課で事前に準備させていただき、対応いたしました。

○教育長

チームに属さない一般の子どもにも、興味がある子どもにも、門戸を広げて対応していただいております。良いことだなと感じました。ほかによろしいでしょうか。ないようですので、次に参らせていただきます。

報告第55号 第62回南大阪駅伝競走大会についてスポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ推進課長

スポーツ振興課から、「第62回南大阪駅伝競走大会」について報告させていただきます。資料番号6番の「第62回南大阪駅伝競走大会実施要項」から抜粋してご説明させていただきます。期日は来年の2月3日（日）で午前9時に開会式を予定しております。場所はパーフェクトリバティエ教団本庁内コースで開催いたします。なお、当該事業にかかるチームの申込みは、11月30日で締め切らせていただき、本市からの参加申込状況につきましては、資料6の一番最後にご用意させていただきますので、ご参照ください。藤井寺市からの出場チームにつきましては、計13チーム（昨年度は10チーム）となっております。以上、「第62回南大阪駅伝競走大会」についての報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご質問等はございますか。

ちなみに今年の担当市町村は、どちらですか。

○スポーツ推進課長

南河内地区の2町1村の合同となっております。

○教育長

他に質問ございませんか。よろしいでしょうか。では、この件はこれで終わらせていただきます

以上で、本日、予定していた案件は終了になりますが、本日の会議全体を通して、なにかご発言があれば、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

では、以上をもって、12月定例教育委員会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前11時4分